那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止に関する条例

届出の手引き

届出書を作成する前に必ず事前協議をして下さい。

建 設 課

令和５（２０２３）年５月策定

令和８年（２０２６）１１月最終改正

那珂川町

目　次

○　小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ　……１～２
Ⅰ．本条例における許可制度の概要　……３～４
Ⅱ．小規模特定事業を実施する方への留意事項　……５～６
Ⅲ．許可申請の必要書類（チェック表）　……　７
Ⅳ．小規模特定事業届等作成要領
１　小規模特定事業届（様式第１号）記載要領　……８～１０
２　小規模特定事業届（小規模一時たい積事業）（様式第３号）記載要領　…１１～１３
３　小規模特定事業変更届（様式第５号）記載要領　……１４
４－１　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領　……１４
４－２　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領　……１４
４－３　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領　……１５
５－１　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領　……１５
５－２　土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第１１号）記載要領　……１６
６－１　小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）記載要領　……１６
６－２　小規模特定事業（一時堆積事業用）状況報告書（様式第１３号）記載要領　……１６
７　小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）記載要領　……１７
８　その他
⑴　小規模特定事業完了届（様式第１５号）記載要領　……１７
参考①　車両表示（例）　……１８
Ⅴ．条例・規則等（対照表）　…１９～３８

小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ

この条例は、不適切な土砂等の埋立て等に伴い周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止することを目的に、栃木県では事業区域面積 3,000 平方メートル以上を対象とした「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止に関する条例」を平成 11 年 4 月 1 日から施行しています。

那珂川町においても県条例と連携し、事業区域面積 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満を小規模特定事業とした「那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を合併時の平成 17 年 10 月 1 日より施行（旧馬頭町においては平成 13 年 7 月 1 日から、旧小川町においては平成 14 年 4 月 1 日より、それぞれ施行）しています。

また、令和 4 年 4 月 1 日の町条例の改正施行により、県外土砂や改良土による埋立てを原則禁止とするほか、事前協議や許可申請前の住民説明会の実施について規定し、また、令和 5 年 1 月 1 日の町条例の改正施行により、3,000 平方メートル未満の埋立ては原則、町の許可が必要とし、違反した土砂の撤去費や土砂運搬を起因とした町公共物等への損害の修繕費の担保とするための保証金制度を規定しました。また、令和７年４月１日の町条例の改正施行では、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法第５５号）（盛土規制法）が施行されたことにより、「災害の防止」に関する条項を削除し、「許可」から「届出」への制度改正を行ったため、許可の条件であった手数料の納入、保証金の預入を廃止しました。

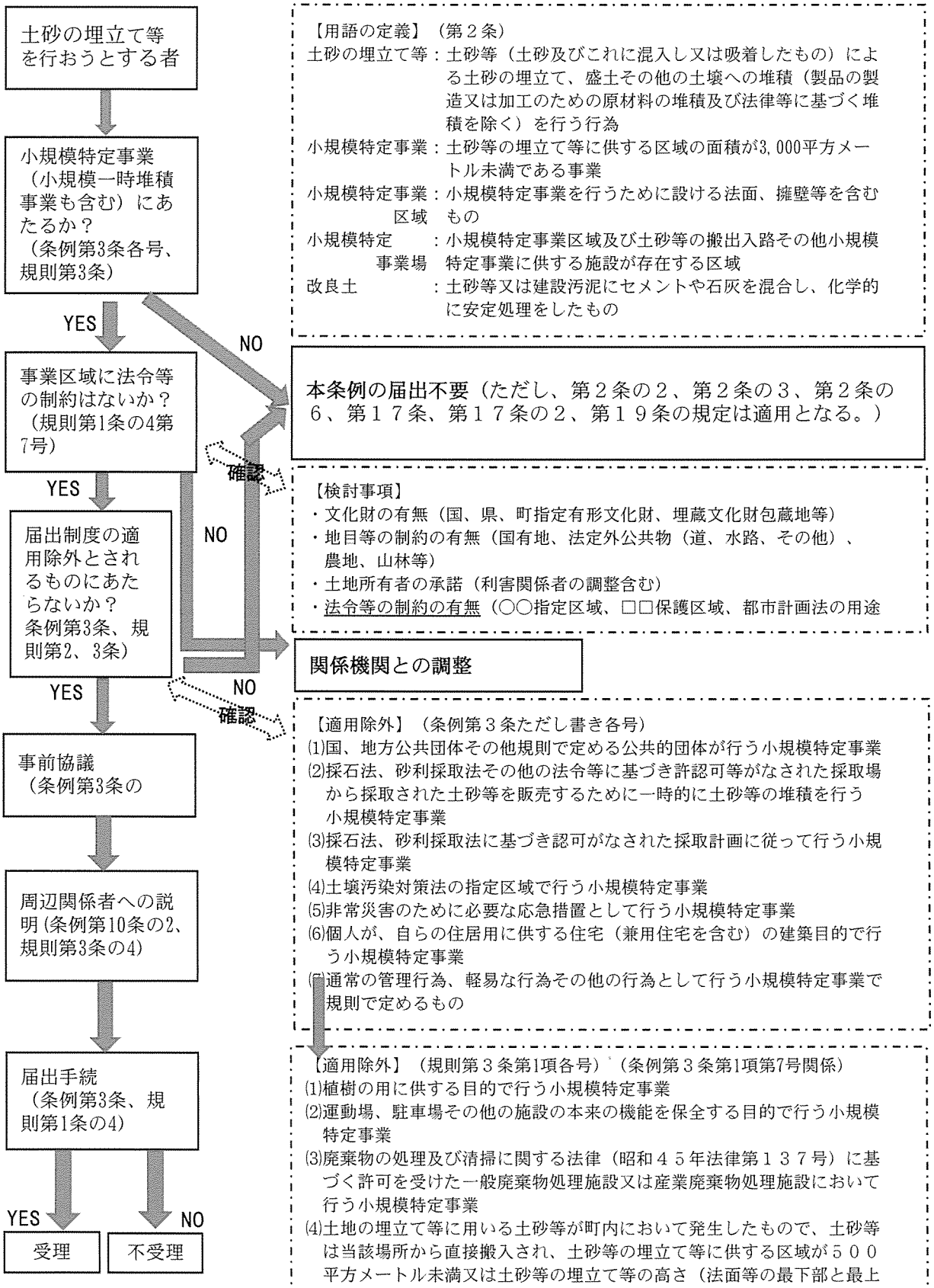
この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項等を解説したものです。

事業者や土地所有者等の皆様は、条例の趣旨を十分理解いただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生に十分留意され、適正な土砂等での埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いします。

Ⅰ　本条例における届出制度の概要

◇　本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、届出をする必要がありますが、
届出から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1　許可を受けるまでの流れ



【用語の定義】（第２条）
土砂の埋立て等：土砂等（土砂及びこれに混入し又は吸着したもの）による土砂の埋立て、盛土その他の土壌への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積及び法律等に基づく堆積を除く）を行う行為
小規模特定事業：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満である事業
小規模特定事業区域：小規模特定事業を行うために設ける法面、擁壁等を含むもの
小規模特定事業場：小規模特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他小規模特定事業に供する施設が存在する区域
改良土：土砂等又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的に安定処理をしたもの

2 小規模特定事業施行時の義務（条例関係）

【全ての届出事業者が行うもの】

①土砂等の搬入の届出（第８条）
⇒採取場所ごと、かつ5,000㎥ごとに土砂等発生元証明書及び地質検査結果証明書等を添付（規則第8条、第11条）

②土砂等管理台帳の作成（第９条第１項）
⇒採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量を記載（規則第9条第1項第10号）

及び土砂等の量の報告（第９条第２項）
⇒６か月（小規模一時堆積事業は３か月）ごとに当該６か月（小規模一時堆積事業は３か月）を経過した日から２週間以内（完了・廃止時等は町長の指定した日）（規則第9条第3・4号）

③水質検査又は土壌の地質検査等の実施（第10条第１項）及び結果報告（第10条第２項）
⇒６か月（小規模一時堆積事業は３か月）ごとに当該６か月（小規模一時堆積事業は３か月）を経過した日から２週間以内（完了・廃止時等は町長が指定した日）（規則第10・11条）

④関係書類の縦覧（第11条）

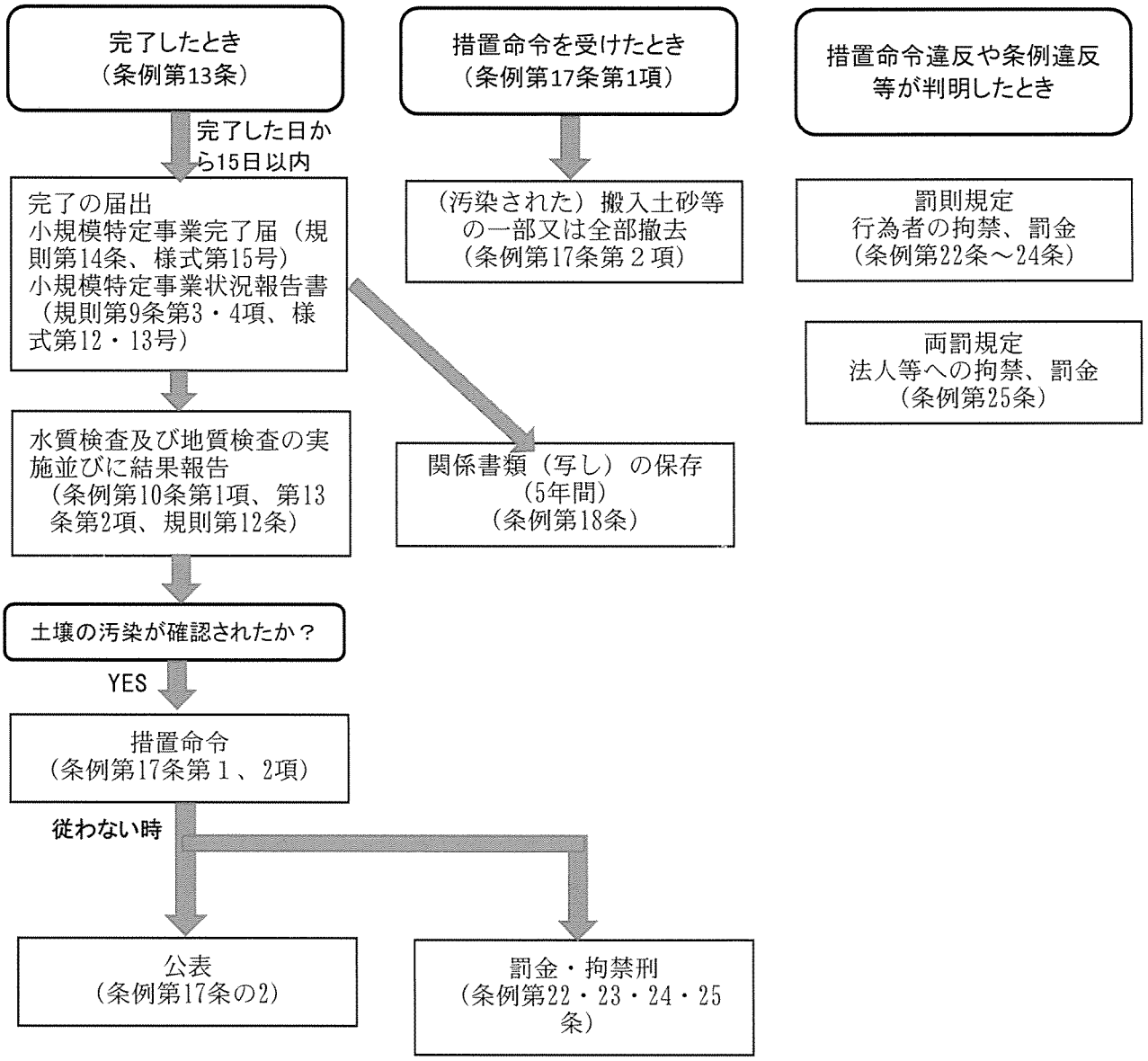
⑤標識の掲示等（第12条）

【必要に応じて行うもの】

①申請事項の変更届出（第７条第１項）
⇒小規模特定事業区域の変更や小規模特定事業の期間の変更等については変更があった日から15日以内に届出をすること（規則第7条第1項）

及び軽微な変更の届出（第７条第４項）
⇒氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については、届出をするこ

3 小規模特定事業の完了ほか



Ⅱ　小規模特定事業を実施する方々への留意事項

1　事業実施にあたって

①　小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、町教育委員会に確認すること。(埋蔵文化財がある場合には、その調査後の申請となる。)

②　小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、国有地（青地、白地等）や法定外公共物（道、水路）がある場合（事前に公図等で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を町（建設課）及び国等の管理者に確認すること。

③　小規模特定事業に使用する土砂等の搬入経路が町道、農道、林道である場合は事前に搬入事業者と管理者の両者で現地踏査、立会いを行い、現況を確認し、損傷復旧対応等に係る覚書の締結等を道路管理者と協議し、事業施工時、完了時に損傷が確認された場合は、速やかに損傷復旧対応について事業実施者の費用負担にて速やかに実施すること。

④　小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）等の手続きが必要となるため、事前に町農業委員会事務局に確認すること。

⑤　小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、町産業振興課及び県北環境森林事務所に必要な手続きを事前に確認すること。

⑥　小規模特定事業を実施する区域の近隣(事業地外縁部からおおよそ１Km)に、学校や認定こども園等の公共施設がある場合は、町学校教育課、子育て支援課等と協議すること。また、指定通学路を確認し、土砂等の搬入経路と重なる場合は、学校教育課と協議すること。

⑦　開発行為等については、関係許認可等を十分に確認すること。

⑧　1,000㎡以上の小規模一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出をすること。

⑨　上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになるため、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受けること。

⑩　小規模特定事業の届出をする前に条例第３条の４の規定に基づき、周辺関係者への説明をすること。

⑪　行おうとする行為が、盛土規制法の許可、届出の対象となる場合があるので、事前に栃木県の担当部署（県土整備部都市政策課）に確認すること。

2　事業について

①　事業区域、対象事業

ⅰ　小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、小規模一時堆積場の保安地帯、事務所は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を行う場合、盛土する部分についてその事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）

ⅱ　本条例では、原則、事業区域面積が3,000㎡未満の事業が、届出対象となる。（3,000㎡以上は県の許可対象となり、変更により3,000㎡以上となった場合も同様である。）

②　使用材料等

ⅰ　路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。

ⅱ　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

3　その他

①　小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域外からの土砂等の搬入終了時が事業の完了又は廃止となる。

②　土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書は、土砂等の採取場所ごとに必要である。

③　農地法第４条及び第５条の許可を要するものについては、届出前であっても、農地転用許可申請書の写しを添付すれば、申請することができる。

④　排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量を十分に確認する。

Ⅲ　届出の必要書類チェック表

No.	小規模特定事業	✔
1	目次	
2	小規模特定事業届（様式第1号）	
3	同上（別紙搬入予定量及び搬入計画）	
4	申請者の住民票又は個人番号ｶｰﾄﾞの写し（法人は登記事項証明書） ※申請日前3ヵ月以内に発行したもの	
5	小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
6	実測平面図、断面図（当該事業の施工の前後の構造が確認できるもの　※水質検査用の観測井を記載	
7	実測縦断面図（当該事業の施工の前後の構造が確認できるもの）	
8	実測横断面図（当該事業の施工の前後の構造が確認できるもの）	
9	小規模特定事業場土地登記事項証明書 ※申請日前3ヵ月以内に発行したもの	
10	小規模特定事業場公図（写し）	
11	小規模特定事業区域内土地使用同意書 ※土地所有者全員分　（様式第1号の2）	
12	事前説明報告書（様式第1号の4）	
13	小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面（様式第2号）	
14	使用土砂等予定量計算書	
15	求積図	
16	構造安定計算書（安定計算を行った場合）	
17	擁壁の断面及び背面図（擁壁を用いる場合）	
18	擁壁の概要、構造計画等（コンクリート構造の擁壁を用いる場合）	
19	関係許認可等の申請書等の写し	
	農地法（農地転用許可、届）	
	森林法（林地開発、伐採届）	
	優良農地林地保全特別措置要綱	
	都市計画法（開発行為）	
	文化財保護法（埋蔵文化財確認）	
	道路法	
	法定外公共物管理条例	
	宅地造成等規制法	
	（　　）	
20	（構造基準適用除外書面該当）	
21	その他（　　）	

No.	一時堆積事業	✔
1	目次	
2	一時堆積事業許可申請書（様式第3号）	
3	申請者の住民票（法人は登記事項証明書） ※申請日前3ヵ月以内に発行したもの	
4	小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
5	実測平面図（当該事業の施工の前後の構造が確認できるもの）（土砂等堆積最大） ※水質検査用の観測井を記載	
6	実測縦断面図（当該事業の施工の前後の構造が確認できるもの）（土砂等堆積最大）	
7	実測横断面図（当該事業の施工の前後の構造が確認できるもの）（土砂等堆積最大）	
8	小規模特定事業場土地登記事項証明書 ※申請日前3ヵ月以内に発行したもの	
9	小規模特定事業場公図（写し）	
10	小規模特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書　※土地所有者全員分　（様式第1号の3）	
11	事前説明報告書（様式第1号の4）	
12	小規模特定事業場周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面（様式第3号）	
13	求積図	
14	関係許認可等の申請書等の写し	
	農地法（農地転用許可、届）	
	森林法（林地開発、伐採届）	
	優良農地林地保全特別措置要綱	
	都市計画法（開発行為）	
	文化財保護法（埋蔵文化財確認）	
	道路法	
	法定外公共物管理条例	
	宅地造成等規制法	
	（　　）	
15	（構造基準適用除外書面該当）	
16	その他（　　）	

Ⅳ　小規模特定事業届等作成要領

1　小規模特定事業届出（様式第１号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

◇　申請書類はフラットファイル、ファイルケース等で製本の上、提出すること。

【届出書類関係】

(1)　小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の所在地番を全て記載すること。

（別紙で記載することも可能。）

(2)　小規模特定事業場及び小規模特定事業場の面積

事業場の実測による求積図等を添付すること。

(3)　小規模特定事業に供する施設の設置計画

縮尺１／500 程度でＡ２又はＡ３の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。）

(4)　現場管理責任者の氏名

規則第１６条の２に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5)　小規模特定事業に使用される搬入土砂等の量

搬入土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。（各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計に概ね合致すること。）

(6)　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）の写しを添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等（許可前にあっては申請書の写しで受付印のあるものに限る。）を添付すること。又、この場合は土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。

(7)　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画（規則別紙）

別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、規則別表２の３号の表中、「土砂等の区分」を参照すること。

(8)　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

縮尺１／500 程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面、並びに小規模特定事業区域から当該区域外までの排水の措置及び経路等を記載した図面とする。

(9) 小規模特定事業が施行されている間において、小規模特定以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

縮尺１／500 程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法等を記載した図面とする。

【添付書類関係】

(10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

３月以内に発行したものに限る。

(11) 小規模特定事業場の位置図

縮尺１／50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

(12) 小規模特定事業場の付近の見取図

縮尺１／500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

(13) 小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として縮尺１／250～１／500 の図面とする。）

(14) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

３月以内に発行したものに限る。

(15) 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業区域等を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目、地積、所有者等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者氏名を記載すること。

(16) 小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。（原則は署名押印であり、法人の場合は記名押印に代えることができる。）

なお、申請者は土地の所有者に対し、小規模特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。

(17) 周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前説明報告書

条例第３条の４の規定により行った土砂等の埋立て等の説明に関する報告書（規則様式第１号の４）で、説明を受けた者の名簿は、自署により作成されたものであること。

(18) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のため必要な措置を記載した

書面（規則様式第３号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除装置等の各項目について具体的な対策等を記載すること。特に交通安全対策として、搬入車両の通行時間帯や搬入経路の損壊復旧の対応等について具体的に記載すること。

⑲　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、当該申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とし、必ず、許認可等の決定後に当該通知の写しを提出すること。

⑳　その他

①　１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

②　検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（様式第３号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

◇　申請書類はフラットファイル、ファイルケース等で製本の上、提出する。

【申請書類関係】

⑴　小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の所在地番を全て記載すること。

（別紙で記載することも可能。）

⑵　小規模特定事業場及び小規模特定事業場の面積

実測の求積図等を添付すること。

⑶　小規模特定事業に供する施設の設置計画

縮尺１／500 程度でＡ２又はＡ３の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。（土砂等の搬入路、保安地帯、排水溝及び排水枡等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。）

⑷　現場管理責任者の氏名

規則第１６条の２に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

⑸　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

なお、搬入経路並びに搬出経路を位置図に記載したものを添付すること。

⑹　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等（許可前にあっては申請書の写しで受付印のあるものに限るとし、必ず、許認可等の決定後に当該通知の写しを提出すること。）を添付すること。

⑺　小規模特定事業に供する土砂等のたい積の構造

規則別表第３に掲げる構造のとおりとし、縮尺１／500 程度で土砂等の堆積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

⑻　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

縮尺１／500 程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な

措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面、並びに小規模特定事業区域から当該区域外までの排水の措置及び経路等を記載した図面とする。

(9) 小規模特定事業が施行されている間において、小規模特定以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

縮尺１／500 程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法等を記載した図面とする。

【添付書類関係】

(10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

３月以内に発行したものに限る。

(11) 小規模特定事業場の位置図

縮尺１／50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

(12) 小規模特定事業場の付近の見取図

縮尺１／500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

(13) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

３月以内に発行したものに限る。

(14) 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業区域等を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目、地積、所有者等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者氏名を記載すること。または、前記内容が記された「法務局電子証明書オンライン申請」で取得した書類も可とする。

(15) 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書

小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。（原則は署名押印であり、法人の場合は記名押印に代えることができる。）

なお、申請者は土地の所有者に対し、小規模特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。

(16) 周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前説明報告書

条例第３条の４の規定により行った土砂等の埋立て等の説明に関する報告書（規則様式第１号の４）で、説明を受けた者の名簿は、自署により作成されたものであること。

(17) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のため必要な措置を記載した書面

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除装置等の各項目について具体的な対策等を記載した書面（規則様式第３号）で、特に交通安全対策として、搬入車両の通行時間帯や搬入経路の損壊復旧の対応等について具体的に記載すること。

⑱　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、当該申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とし、許認可等の決定後に当該通知の写しを提出すること。

⑲　その他

①　１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

②　検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3　小規模特定事業変更届（様式第５号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【届出関係】

⑴　変更届を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

⑵　期間の延長の変更は１年以内とすること。

【添付書類関係】

⑷　　変更に係る書類のみを添付すること。

⑷　届出に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

４－１　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【届関係】

⑴　土砂等の採取場所１箇所につき１通作成すること。

⑵　同一採取場所の場合は、5,000 ㎥までごとに１通作成すること。

⑶　土砂等の搬入予定量

１つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000 ㎥以下であること。

⑷　土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

【添付書類関係】

⑸　検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

⑹　土砂等の採取場所から小規模特定事業場までの搬入経路図を提出すること。

４－２　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領

※土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【証明書関係】

⑴　土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる（小規模特定事業（一時たい積事業）場を経由する場合には、小規模特定事業（一時たい積事業）者又は埋立て等事業者となる。）

⑵　当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施行場所から発生する総予定量を記載し、カッコ内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

⑶　今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（１度に最高5,000㎥までが記載されていること。）

【添付書類関係】

⑷　発生土砂等運搬契約書

土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

４－３　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領

※実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【調書関係】

⑴　検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

【添付書類関係】

⑵　当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ規則別表第１に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。

⑶　搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の平面図及び現場写真

⑷　計量証明書

①　計量法第１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものであること。

②　計量法第１１０条の２の規定により交付された証明書であること。

５－１　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領

※小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

◇　小規模特定事業状況報告書の提出時に、写しを２部添付する。

【台帳関係】

⑴　小規模特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。（変更あった場合は、変更後の量）

⑵　土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「○○会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

５－２　土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第１１号）記載要領

※小規模特定事業（一時堆積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

◇　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書の提出時に、写しを１部添付する。

【台帳関係】

⑴　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

届出時に積算した、年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。（変更あった場合は、変更後の量）

①　小規模特定事業場等への搬出

①　搬出先の直下の欄へは、当該一時堆積場から搬出する場所を記載すること。

②　搬出先に対応する各日付け欄へは、１日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

６－１　小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【報告書関係】

⑴　小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

⑵　今回報告

報告に係る期間（６月間）に搬入された量を記載すること。

⑶　累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

【添付書類関係】

⑷　土砂等管理台帳の写し

６－２　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第１３号）記載要領

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【報告書関係】

⑴　前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

⑵　完了時の報告

前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が０になっていること。

【添付書類関係】

⑵　土砂等管理台帳（一時堆積事業用）の写し

7　小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）記載要領

※規則第１２条の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

【報告書関係】

⑴　当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

【添付書類関係】

⑵　検査試料採取調書（様式第９号）

※『４－３　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領』を参照

⑶　計量証明書

①　計量法第１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものであること。

②　計量法第１１０条の２の規定により交付された証明書であること。

③　計量証明書を作成するために行う水質検査は、次のアイに定める方法により行わなければならないこと。（規則第１０条第１項各号）

ア　別表第１に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境告示第６４号。以下「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法

イ　水素イオン濃度及び浮遊物質量

昭和４９年告示に定める測定方法

④　計量証明書を作成するために行う地質検査は、規則第１１条第１項第１号及び第２号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ規則別表第１に掲げる測定方法により行わなければならないこと。（規則第１１条第１項第３号）

8　その他

⑴　小規模特定事業完了届（様式第１５号）

※小規模特定事業を完了した日から１５日以内に提出すること。

◇　提出部数は、２部とする。（条例第２１条）

参考①　車両表示（例）

土砂等搬入車両

文字サイズ：100 ポイント以上

○搬入先（小規模特定事業区域）

那珂川町馬頭○○○－○○ほか

文字サイズ：60 ポイント以上

○届出事業者

(株)栃木開発

⇦ 文字サイズ：60 ポイント以上

届出年月日：　　年　　月　　日

文字サイズ：30 ポイント以上

○土砂等搬入事業者

(有)なかがわ土建

⇦ 文字サイズ：60 ポイント以上

Ⅴ　条例・規則等

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例及び同施行規則対照表

条　例	施行規則	備　考
○那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 平成１７年１０月１日 条例第１１８号	○那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則 平成１７年１０月１日 規則第９２号	
（目的） 第１条　この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止に関する条例（平成１０年栃木県条例第３７号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染の発生を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。	（趣旨） 第１条　この規則は、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１７年那珂川町条例第１１８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土砂の埋立て、盛土その他の土壌への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２２条第１項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。	（条例第２条第１号の規則で定める堆積） 第１条の２　条例第２条第１号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。 (1)　土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１６条第１項に規定する汚染土壌を同法第１７条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 (2)　汚染された土壌等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で町長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 ２　前項第２号の規定による指定は、告示してしなければならない。	・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は含まない ・公有水面の埋立ては対象外 ・原材料の堆積例「瓦、煉瓦」「鹿沼土（園芸用として製品化されるものに限る。）などの原材料となる土 ・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない
(2)　小規模特定事業　土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が３，０００平方メートル未満であるものをいう。 (3)　小規模特定事業区域　小規模特定事業を行う区域（小規模特定事業を行うために設ける法面、擁壁等を含む。）をいう。 (4)　小規模特定事業場　小規模特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他小規模特定事業に供する施設が存する区域をいう。 (5)　改良土　土砂等又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたものをいう。		
（事業者の責務） 第２条の２　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業による土壌の汚染ンも発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。		

2　建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出してはならない。		
3　土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。		
（土地の所有者の責務） 第２条の３　土地の所有者は、小規模特定事業による土壌の汚染の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。		・小規模特定事業が適用対象となる
（町の責務） 第２条の４　町は、小規模特定事業による土壌の汚染の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。		・小規模特定事業が適用対象となる
（県及び他の市町との連携等） 第２条の５　町は、県及び他の市町と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。		・小規模特定事業が適用対象となる
（土砂等の安全基準等） 第２条の６　小規模特定事業に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。	（安全基準） 第１条の３　条例第２条の６第１項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。	・土壌の汚染に係る環境基準について「平成３年環告第４６号」に準ずる。
２　安全基準は、土壌等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。		・小規模特定事業が適用対象となる
３　小規模特定事業を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。		・措置命令（条例第１７条）、公表（同第１７条の２）、罰則（同第２２条）規定あり ・小規模特定事業が適用対象となる
（小規模特定事業の許可） 第３条　小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業区域ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の１４日前までに規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を町長に届け出なければならない。		・小規模特定事業が適用対象となる ・無許可で小規模特定事業を行った者に対しては罰則（条例第２２条）規定あり
(1)　国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業	（公共的団体の範囲） 第２条　条例第３条第１号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1)　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2)　地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (3)　地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に基づき設立された地方道路公社	

	(4)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条第１項の規定により設立された土地開発公社 (5)　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１０条第１項の規定により認可された土地改良区及び同法第７７条第２項の規定により認可された土地改良区連合 (6)　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１４条第１項の規定により認可された土地区画整理組合 (7)　地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者 ２　前項第７号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。	
(2)　採石法（昭和２５年法律第２９１号）、砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業 (3)　採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業		・砂利採取跡地、採石跡地への埋立ては許可対象
(4)　土壌汚染対策法第６条第１項又は第１１条第１項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業 (5)　非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業 (6)　個人が、自らの住居の用に供する住宅（兼用住宅を含む。）の建築目的で行う小規模特定事業		・土壌汚染対策法の指定区域内での埋立て等は適用除外
(7)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの	（条例第３条第７号の規則で定める小規模特定事業） 第３条　条例第３条第７号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。 (1)　植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業 (2)　運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業 (3)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業 (4)　土地の埋立て等に用いる土砂等が町内において発生したもので、土砂等は当該場所から直接搬入され、土砂等の埋立て等に供する区域が５００平方メートル未満又は土砂等の埋立て等の高さ（法面等の最下部と最上部の高低差）が１メートル以内の小規模特定事業	・植樹のために樹木と一体となった土砂等を搬入する場合
	(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める小規模特定事業	
（小規模特定事業に係る土地所有者の同意）	（土地所有者の同意）	

第３条の２　小規模特定事業を行う者は、規則で定めるところにより、小規模特定事業場の土地所有者から同意を得なければならない。	第３条の２　条例第３条の２の規定による同意は、小規模特定事業にあっては小規模特定事業区域内土地使用同意書（様式第１号の２）により小規模一時堆積事業にあっては小規模特定事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式第１号の３）によらなければならない。	
（事前協議） 第３条の３　小規模特定事業を行おうとする者は、第３条の届出を行う前に、規則で定めるところにより、土地の埋立て等の計画について町長と協議しなければならない。	（事前協議） 第３条の３　条例第３条の３の規定による事前協議は、第１条の４及び第７条に規定する届出の書類を提出しなければならない。	
（周辺関係者への説明） 第３条の４　前条の規定による事前協議が終了したときは、土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定める埋立て等区域の周辺関係者に対して、その理解を得るため、あらかじめ土地の埋立て等の計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、関係者等の意見を聴き、説明会を開催する必要がないと町長が認めるときは、これを省略することができる。	（周辺関係者の範囲） 第３条の４　条例第３条の４の規定による周辺関係者は、次に掲げる者とする。 (1)　埋立て区域を包含する行政区（那珂川町行政区設置規則（平成１９年規則第４号）に掲げる行政区をいう。）の住民（埋立て等区域が２つ以上の行政区に及ぶときは、それぞれの行政区の住民） (2)　その当該土地の埋立て等の関係人で必要があると認められる者	
（変更の届出等） 第７条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。	（変更の届出等） 第７条　条例第７条第１項の規則による届出をしようとする者は、変更があった日から１５日以内に小規模特定事業変更届（様式第５号）に第１条の４第１項各号及び再２項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。	・無許可での変更は、取消し処分（第１６条）、罰則（第２２条）規定あり
２　前項の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。	２　条例第７条第２項の規則に定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は、採取場所若しくは搬入計画の変更とする。 ３　条例第７条第２項の規定による届出は、第１項に規定する事項に変更があった日から１５日以内に小規模特定事業軽微変更届（様式第６号）を提出して行わなければならない。	
（土砂等の搬入の届出） 第８条　第３条の届出を受けた者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して町長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。	（土砂等の搬入の届出） 第８条　条例第８条の規定による届出は、土砂等の量が５，０００立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第７号）を提出して行わなければならない。	・措置命令（第１７条）公表（第１７条の２）、罰則（第２２条）規定あり ・搬入届は、採取場所ごとかつ5,000立方メートルごとに提出 ・計量法に基づく証明書
(1)　当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に町長の承認を受けたものであるとき。	２　条例第８条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第８号）とする。 ３　条例第８条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の平面図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第９号）及び計量証明書（計量法（平成４年法律第５１号）第１１	

	０条の２の規定により交付された証明書。以下同じ。）とする。 ４　前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第１に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。	
(2)　当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場所から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3)　その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと町長が認めた場合	５　条例第８条第２号の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。	
（土砂等管理台帳の作成等） 第９条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。	（土砂等管理台帳等） 第９条　条例第９条第１項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)　小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (2)　小規模特定事業の届出年月日 (3)　小規模特定事業場の位置及び特定事業区域の面積 (4)　現場管理責任者の氏名 (5)　小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模一時堆積事業にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出量） (6)　小規模特定事業の期間 (7)　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (8)　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の (9)　小規模特定事業区域に搬入された土砂等の１日当たりの量 (10) 小規模特定事業区域から搬出された土砂等の１日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る）	
２　第３条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を町長に報告しなければならない。	２　前項の土砂管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1)　次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業　土砂等管理台帳（搬入用）　（様式第１０号） (2)　小規模一時堆積事業である小規模特定事業　土砂等管理台帳（搬入用）（様式第１０号）及び土砂等管理台帳（搬出用）　（様式第１１号） (3)　小規模特定事業場の位置及び特定事業区域の面積 (4)　現場管理責任者の氏名 (5)　小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模一時堆積事業にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間搬入予定量及び搬出予定量） (6)　小規模特定事業の期間 (7)　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (8)　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名	

	(9)　小規模特定事業区域に搬入された土砂等の一日当たりの量 (10)　小規模特定事業区域から搬出された土砂等の一日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）	
	3　条例第９条第２項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第１３条第１項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）を提出して行わなければならない。 4　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第９条第２項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第１３条第１項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第１３号）を提出して行わなければならない。	・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分（第１６条）、罰則（第２３条）規定あり
（定期検査の報告等） 第１０条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査、又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと町長が認めたときは、これを省略することができる。	（水質検査） 第１０条　条例第１０条第１項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに、水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排出基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下、「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。	・検査を行わなかったものに対しては、取消し処分（第１６条）、罰則（第２３条）規定あり ・水質検査は、小規模特定事業区域内の土壌の汚染を全体的に反映できる方法により行うこと。
2　第３条の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した時は、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。	2　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第１０条第１項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに試料を採取し、前項に定める測定方法により行わなければならない。 3　条例第３条第２項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に試料を採取し、第１項に定める測定方法により行わなければならない。ただし、気象条件その他やむお得ない事由により当該水質検査を行うことができないと町長が認めたときはこれを省略することができる。	・気象条件その他のやむを得ず水質検査ができないときとは、排水がない場合や凹地の埋立ての際に排水枡を設置できない場合をいう
	（地質検査）	
	第１１条　条例第１０条第１項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。	・検査を行わなかったものに対しては、取消し処分（第１６条）、罰則（第２３条）規定あり

(1)　地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点から５メートルから１０メートルまでの４地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の４地点）の土壌について行うこと。

(2)　前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、１試料とすること。

(3)　地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

２　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第１０条第１項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

３　条例第１３条第２項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第１項各号に掲げる方法により行わなければならない。

（水質検査等の報告）

第１２条　条例第１０条第１項及び、第１３条第２項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分（第１６条）、罰則（第２３条）規定あり

検査	提出時期	添付書類
1　第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2　第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3　第10条第3項の水質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4　第11条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

	5 第11条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
	6 第11条第3項の地質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
（周辺住民等への周知） 第１０条の２　第３条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知しなければならない。			・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分（第１６条）、罰則（第２３条）規定あり
（関係書類の縦覧） 第１１条　第３条の届出をした者は、町長が指定する場所において当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写し及び第９条第１項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。			・縦覧させなかった者等には取消し処分（第１６条）規定あり
（標識の掲示等） 第１２条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	（標識） 第１３条　条例第１２条第１項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。		・違反者には取消し処分（第１６条）規定あり
	２　条例第１２条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)　小規模特定事業届出年月日 (2)　小規模特定事業の目的 (3)　小規模特定事業場の所在地 (4)　小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号 (5)　小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号 (6)　小規模特定事業の期間 (7)　小規模特定事業区域の面積 (8)　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量） (9)　小規模特定事業場の見取図 (10)　現場管理責任者の氏名		
２　第３条の届出を受けた者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。			・境界杭等による表示
（土砂等の搬入車両への表示） 第１２条の２　第３条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。	（車両への表示） 第１３条の２　条例第１２条の２の規則で定める車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次条第１号に掲げる事項については日本産業規格Ｚ８３０５に規定する１００ポイント以上の大きさの文字、次条第２号から第４号までに掲げる事項については、日本産業規格Ｚ８３０５に規定する６０ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。		

	（条例第１２条の２の規則で定める事項） 第１３条の３　条例第１２条の２の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
	(1)　小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨 (2)　小規模特定事業区域の所在地 (3)　小規模特定事業の届出をした者の氏名（法人にあっては名称）	
	(4)　小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては名称）	
（小規模特定事業の完了） 第１３条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところによりその旨を町長に届け出なければならない。 ２　前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、当	（小規模特定事業の完了の届出） 第１４条　条例第１３条第１項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から１５日以内に、小規模特定事業完了届（様式第１５号）を提出して行わなければならない。	・届出を怠った者には罰則（第２４条）規定あり ・工事の最終段階で、表面を舗装したり元々あった表土で被覆等の措置を講じたりする場合は、その前に完了届を出して確認を受けること
該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと町長が認めたときは、これを省略することができる。		
	（現場管理責任者の職務） 第１６条　条例第１８条の２第１項の規定で定める現場責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。	・現場管理責任者は常時、現場の管理をできる者であること
	(1)　小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂が等が条例第８条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。 (2)　小規模特定事業に伴う土壌の汚染が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。	
	（土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握） 第１６条の２　条例第１８条の３第１項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月１回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に合致しているか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。	
（措置命令） 第１７条　町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。		・命令違反者には罰則（第２２条）規定あり ・届出を怠った者には罰則（第２４条）規定あり ・完了届出後にも措置命令は適用される ・措置命令違反者には公表（第１７条の２）、罰則（第２２条）規定あり ・違反者には罰則（第２４条）規定あり

2　町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。		
(1)　当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。） (2)　前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者		
（公表）		
第１７条の２　町長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。		・措置命令違反者には取消し処分、公表（第１７条の２）、罰則（第２２条）規定あり ・措置命令不服従者の公表
（関係書類の保存）		
第１８条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業について第１３条第１項の規定による完了の届出をした日から５年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写しを保存しなければならない。		
（現場管理責任者の義務等）		
第１８条の２　第３条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。		
2　第３条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。		
（小規模特定事業に係る土地所有者の義務）		
第１８条の３　第３条の２の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。		
2　第３条の２の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、又は、そのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。		
（立入検査等）		
第１９条　町長は、この条例の施行に必要な限度において土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。		・報告をせず、又は虚偽の報告をした者又は立入検査を拒む者には検査罰則（第２３条）規定あり

	（身分を示す証明書）	
2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。	第１７条　条例第１９条第２項に規定する証明書は、身分証明書（様式第１６号）とする。	
3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		
（委任） 第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
（罰則）		
第２２条　第１７条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処す。		・小規模特定事業等における安全基準不適合土砂による埋立て者に対する命令、埋立て者に対し、埋立の要求、教唆、埋立てのほう助を行った者への措置命令の違反
(2)　第３条、第７条第１項の規定に違反して小規模特定事業を行った者		・無許可、無許可変更、無許可譲受けの者
第２３条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。		
(1)　第３条又は第７条第１項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者 (2)　第８条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 (3)　第９条第１項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (4)　第９条第２項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者 (5)　第１０条第１項又は第１３条第２項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6)　第１９条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (7)　第１９条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		・届出をしないで小規模特定事業を行った者等 ・土砂等の搬入の届出を行わないで事業を行った者等 ・土砂等管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者等 ・土砂等管理台帳の写しを添付し定期的に土砂等の量を報告しなかった、若しくは虚偽の記載をした者等 ・定期的な水質検査及び完了時の水質、地質検査を怠った者等 ・立入検査の報告をせず、又は虚偽の報告資料の提出を行った者等 ・立入検査を妨害した者等
第２４条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。		
(1)　第７条第２項、第１３条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2)　第１８条の規定に違反した者		・変更届（軽微な変更）、完了届を行った者 ・５年間の書類の保存を怠った者
（両罰規定）		
第２５条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。		
	（書類等の提出） 第２１条　条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、２部とする。	

附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の馬頭町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１３年馬頭町条例第１０号）又は小川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１３年小川町条例第１７号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3　この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。	
附　則（平成18年３月17日条例第18号） （施行期日） 1　この条例は、平成１８年７月１日から施行する。 （経過措置） 2　改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（以下「新条例」という。）の規定中新小規模特定事業（新条例第２条第２号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第３条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第２条第２号に規定する事業をいう。）については、なお従前の例による。 3　この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	附　則（平成18年３月27日規則第５号） （施行期日） 1　この規則は、平成１８年７月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び別表第４の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中新小規模特定事業（新条例第２条第２号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第４条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第２条第２号に規定する事業をいう。）については、なお、従前の例による。	
附　則（平成19年10月１日規則第45号） この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。		
附　則（平成22年３月19日条例第14号） この条例は、平成２２年４月１日から施行する。		
附　則（平成25年３月13日条例第13号） この条例は、平成２５年４月１日から施行する。	附　則（平成25年３月28日規則第18号） （施行期日） 1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　この規則の施行前にされた那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第３条（条例第４条第１項に係るものに限る。）次項において同じ。）、第７条第１項又は第１４条の２第１項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに	

	係る許可の基準については、なお従前の例による。	
	3　この規則の施行の際現に条例第３条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る小規模特定事業（条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）の停止命令の基準に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。 附　則（平成26年８月５日規則第６号） （施行期日） 1　この規則は、平成２６年８月５日から施行する。 附　則（平成27年３月27日規則第７号） この規則は、平成２７年４月１日から施行する。 附　則（平成27年６月10日規則第20号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成28年１月21日規則第１号） この規則は、公布日から施行する。 附　則（平成28年３月31日規則第９号） この規則は、平成２８年４月１日から施行する。	
附　則（令和４年３月７日条例第９号）	附　則（平成29年３月17日規則第３号） 1　この告示は、平成２９年４月１日から施行する。 2　改正後の別表の規定は、平成２９年４月１日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（準則）第２条第１号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（平成31年４月12日規則第９号） 1　この告示は、公布の日から施行する。 2　改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（準則）第２条第１号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和２年12月15日規則第32号） 1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。 2　改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以降に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土壌等（那珂川町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（準則）第２条第１号に規定する土壌等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の資料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和４年３月28日規則第７号）	

1　この条例は、令和４年４月１日から施行する。 2　この条例の施行前に第８条による土砂等の搬入の届出があったものは、第２条の６及び第５条の規定は、従前の例による。 附　則（令和４年12月８日条例第30号）	この規則は、令和４年４月１日から施行する。 附　則（令和４年12月12日規則第32号）	
1　この条例は、令和５年１月１日から施行する。 2　この条例の施行前に第３条の許可があったものは、第２０条の２から第２０条の５の規定は、適用しない。	1　この規則は、令和５年１月１日から施行する。 附　則　（令和５年２月７日規則第９号） 1　この規則は、公布の日から施行する。 附　則　（令和５年５月２６日規則第２１号）	条例施行前に許可があったものは、保証金制度を適用しない
	1　この規則は、令和５年５月２６日から施行する	
	2　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第８条第１項の規定による許可を受けた行為に対する改正後の別表第４の規定の適用「については、なお従前の例による。	
	附　則　（令和６年３月２９日規則第２５号）	
	Ⅰ　この規則は交付の日から施行する。	
附　則（令和７年３月６日条例第２号）抄	附　則　（令和７年３月２５日規則第２号）	
	（施行期日）	
	1　この規則は令和７年４月１日から施行する	
	（経過措置）	
	2　改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例による改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第３条の規定により届出がされた小規模特定事業（改正条例による改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第３条の規定により許可を受けた小規模特定事業（改正条例による改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）については、なお従前の例による。	
	附　則　（令和７年５月２６日規則第２４号）	
（施行期日）	（施行期日）	
1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。 （罰則の適用等に関する経過措置）	1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。 （罰則の適用等に関する経過措置）	
2　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以	2　この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3　この規則の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。	

下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期の者に限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁固はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。	以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期の者に限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁固（以下「禁固」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁固はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。	
（人の資格に関する経過措置） ４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条令の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁固に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられたものとみなす。 （経過措置の規則への委任） ６　附則第２項から前項までに定めるもののほかこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。	（人の資格に関する経過措置） ４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁固に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。 （経過措置の規則への委任） ５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。	
附　則（令和７年３月６日条例第１０号） （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。		
（経過措置）		
２　この条例の施行の際現に改正前の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条の規定によりされている許可については、当該許可二係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第３条の２及び第５条から第１９条までの規定の適用については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行の際現に旧条例第３条の規定によりされている許可の申請は、改正後の那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第３条の規定によりされた届出とみなす。 ４　この条例の施行前に旧条例第３条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例１７条第４項の規定は、なおその効力を有する。 ５　この条例の施行前にした旧条例第１６条第１項又は第１７条第３項から第５項までの規定による命令については、なお従前の例による。 ６　この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 ７　附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第７条第１項の変更の許可の申請及び旧条例第１４条の２第１項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第２０条第２		

号及び第３号に掲げる手数料については、なお従前の例による。

別表（第１条の３関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3、55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）附表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2（規格65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあっては日本産業規格K0170―7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき	検液中濃度に係るもの

	0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	にあっては規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表第3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法

1,2－ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、又は5・3・2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1,2－ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき	昭和46年告示付表6の第

	0.02ミリグラム以下	1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる資料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした水溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(5)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲

		げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年告示付表7に掲げる方法
1,4－ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	5.8以上8.6未満	地盤工学会基準JGS0211－2020「土懸濁液のPH試験方法」

備考

1　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成３年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2　基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジチトン及びEPNをいう。

4　１・２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ０１２５の５・１，５・２又は５・３・２に寄り測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ０１２５の５・１，５・２又は５・３・１により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第１（規則第１条の３関係）

項　　目	基 準 値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ 法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2（規格65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあっては日本産業規格K0170―7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1，2―ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1，1―ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1，2―ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1，1，1―トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1，1，2―トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1，3―ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法

チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる資料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした水溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年告示付表7に掲げる方法
1，4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法
水素イオン濃度指数	5.8以上8.6未満	地盤工学会基準JGS0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」

備考-

1　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成３年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2　基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジチトン及びEPNをいう。

4　１・２—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・２により測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・１により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第4号(第2条の2関係)

公　共　団　体　認　定　申　請　書

年　　月　　日

那珂川町長　　様

(主たる事務所の所在地)

申請者　(名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1　申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1)　出資総額　　千円(　　年　　月　　日現在)

(2)　地方公共団体別出資金額

地　方　公　共　団　体　名	出　資　金　額
	千円
	千円
	千円
合　　計	千円

2　土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3　添付書類

(1)　定款又は寄附行為

(2)　登記事項証明書

(3)　事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の2(第3条の2関係)

(表)

小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業届出者(　　)の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地　目	地積(公簿)　(㎡)	摘　　要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業届出者から、　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

1　申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2　小規模特定事業場の配置及び面積
3　小規模特定事業に供する施設の設置計画
4　小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
5　小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
6　小規模特定事業に使用される土砂等の量
7　小規模特定事業の期間
8　小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
9　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
10　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
11　小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
12　土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　　月　　日

土地所有者　　住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)　　㊞

電話番号

注　同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例
(平成17年那珂川町条例第118号)(抜粋)

(土地の所有者の責務)

第2条の3　土地の所有者は、小規模特定事業による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染に関する条例施行規則
(平成17年那珂川町規則第92号)(抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施行状況の把握)

第16条の2　条例第18条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に合致しているか、自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第1号の3(第3条の2関係)

(表)

小規模特定事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書

小規模特定事業届出者(　　)の施工に係る土砂等の一時堆積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地　目	地積(公簿)　(㎡)	摘　　要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業(小規模一時堆積事業)届出者から、

年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

1　申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2　小規模特定事業場の配置及び面積
3　小規模特定事業に供する施設の設置計画
4　小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
5　小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
6　小規模特定事業の期間
7　小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
8　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
9　小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
10　小規模特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
11　土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年　　月　　日

土地所有者　住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)　　㊞

電話番号

注　同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例
(平成17年那珂川町条例第118号) (抜粋)

(土地の所有者の責務)

第2条の3　土地の所有者は、小規模特定事業による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染に関する条例施行規則
(平成17年那珂川町規則第92号) (抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施行状況の把握)

第16条の2　条例第18条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に合致しているか、自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

別紙　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m^3	最大日量 m^3	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	備考
			～	～		

備考　搬入土砂等の区分の欄には、規則第2第3項の土砂等の区分に基づき「第1種建設発生土（又は第1種建設発生土に準ずるもの）」、「第2種建設発生土（又は第2種建設発生土に準ずるもの）」、「第3種建設発生土（又は第3種建設発生土に準ずるもの）」、「その他」のいずれかを記載すること。

- 46 -

様式第１号の４（第４条関係）

周辺関係者に対する土砂等の埋立て等事前説明報告書

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第３条の規定により行った土砂等の埋立て等の説明等の結果を、次のとおり報告します。

説明会の開催	開催の有無	有　・　無
	開催日時	年　　月　　日（　）　　：　　～　　：
	開催場所	
	出席者の状況	行政区の代表者　　名 行政区の住民　　名 その他関係人　　名
	説明を受けた者	別紙名簿のとおり　※任意様式
	説明会の議事録	別紙のとおり　※任意様式
戸別訪問の状況	別紙名簿のとおり　※任意様式	
	意見等	

備考　名簿は、説明を受けた者の自署により作成すること。

この様式は、他の法令等により説明会等の周辺関係者への周知を実施している場合は、当該実施状況を明らかにした書面に代えることができる。

様式第1号(第1条の4関係)

(表)

小規模特定事業届

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測)　　㎡ うち小規模特定事業区域の面積 (実測)　　㎡
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 ㎥	
小規模特定事業の期間	年　月　日～　年　月　日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・・別添図面のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・・別紙のとおり		

(裏)

添付書類	1　届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し(法人にあっては、登記事項証明書) 2　小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。) 4　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 7　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 8　周辺関係者への周知状況を明らかにした書面 （他の法令等により許可を受けて事業を行う場合は、当該許可申請に添付した書面） 9　小規模特定事業区域の土地の所有者の当該事業についての同意書 10　その他

様式第3号(第1条の4第2項関係)

(表)

小規模特定事業(小規模一時堆積事業)届

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第3条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出します。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測)　　m^2 うち小規模特定事業区域の面積 (実測)　　m^2
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される年間の土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量　　m^3　1日平均　　m^3 年間の搬出予定量　　m^3　1日平均　　m^3	
小規模特定事業の期間	年　月　日　～　年　月　日	
小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・・別添図面のとおり		

(裏)

添付書類	1　届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し(法人にあっては、登記事項証明書) 2　小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 5　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 6　小規模特定事業区域の土地の所有者の当該についての同意書 7　周辺関係者への周知状況を明らかにした書面 8　小規模特定事業場の平面図及び断面図（土地等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 9　その他

様式第2号(第1条の4関係)

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

項　　目	管　　理　　計　　画
1　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2　騒音及び振動の防止措置	
3　交通安全等措置	
4　その他	

備考

1　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。

2　騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。

3　交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損傷を防止する措置等を記載すること。

様式第5号(第7条関係)

(表)

小規模特定事業変更届

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　　月　　日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第7条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

	変　更　後	変　更　前
変更する事項の内容		
変更の理由		

(裏)

添付書類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 1　小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取り図 2　小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 3　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 5　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 6　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 7　小規模特定事業区域の土地の所有者の当該事業についての同意書 8　周辺関係者への周知状況を明らかにした書面 9　その他

様式第6号(第7条関係)

小規模特定事業軽微変更届

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　　月　　日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更後	
変更前	
変更年月日	

備考　氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

様式第7号(第8条関係)

土 砂 等 搬 入 届

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者　氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　　月　　日付けで届け出た小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・・・別添のとおり	
土砂等の採取場所の工事名等	
地質検査の試料の採取状況・・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・・別添のとおり	
土砂等の搬入予定量	m^3 うち今回の搬入量　　m^3
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年　月　日～　年　月　日
土砂等の運搬事業者名	

様式第8号(第8条関係)

土砂等発生元証明書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

住　　所

発生元事業者　事業者名
代表者又は現場責任者　　印
電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工　事　等　名	
工事等施工場所	
発　注　者	
工事等施工期間	年　月　日～　年　月　日
当該工事等に係る土砂等発生量	m^3(うち処分契約量　m^3)
今回の証明に係る土砂等の量	m^3(5,000m^3以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等最終処分事業者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

様式第9号(第8条関係)

検査試料採取調書

年　　月　　日

住　所

採取者　所　属

職氏名　　印

電話番号

別添計量証明書(地質・水質)の検査試料を次のとおり採取しました。

検　体　区　分	
報　告　区　分	地質(搬入・定期・完了) 水質(定期・完了)
採　取　年　月　日	
採　取　日　の　天　候	
地質分析の場合の採取深度	

備考　検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

様式第10号(第9条関係)

土　砂　等　管　理　台　帳　（搬入用）　（　　年　月分）

小規模特定事業届出者名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	小規模特定事業届出年月日（小規模特定事業の期間）	小規模特定事業場の位置（小規模特定事業区域の面積）	小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量）	現場管理責任者氏名
	年　月　日 （年　月　日～ 年　月　日）	（　　m^2）		

土砂等の採取場所（一時堆積場）	土砂等の採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日　付	土砂等の1日当たりの搬入量（m^3）	備　　考
前月までの累計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累　計		

注1　この土砂等管理台帳（搬入用）は、採取場所ごとに作成すること。
2　備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
3　各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

様式第11号（第9条関係）

土　砂　等　管　理　台　帳　（搬出用）　（　　年　月分）

小規模特定事業届出者名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	小規模特定事業届出年月日（小規模特定事業の期間）	小規模特定事業場の位置（小規模特定事業区域の面積）	小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量）	現場管理責任者氏名
	年　月　日（年　月　日～　年　月　日）	（　　㎡）		

日付	搬出先・土砂等の1日当たりの搬出量（㎥）				備考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計					

備考　各欄に記入しきれない場合は、この様式に順じて別紙に記入し、添付すること。

様式第12号(第9条関係)

小規模特定事業状況報告書

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年　　月　　日
小規模特定事業区域の面積	㎡(うち実施済面積　　㎡)
小規模特定事業に使用される土砂等の量	㎥(うち実施済量　　㎥)
今回の報告に係る期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

採取場所・工事名等	搬入予定量 ㎥	前回累計量 ㎥	今回報告量 ㎥	累計量 ㎥	備考
合　　計					

様式第13号(第9条関係)

小規模特定事業(小規模一時堆積事業)状況報告書

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第9条第2項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年　　月　　日			
採取場所・工事名等	前回までの処分残量m³	月　日～　月　日		備　考
		搬入量m³	搬出量m³	

様式第14号(第12条関係)

小規模特定事業水質検査等報告書

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項(第13条第2項)の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年日	年　　月　　日
排水及び土砂等の採取場所・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	

備考　不要な部分を線で消すこと。

様式第15号(第14条関係)

小規模特定事業完了届

年　　月　　日

那珂川町長　　様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者　氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

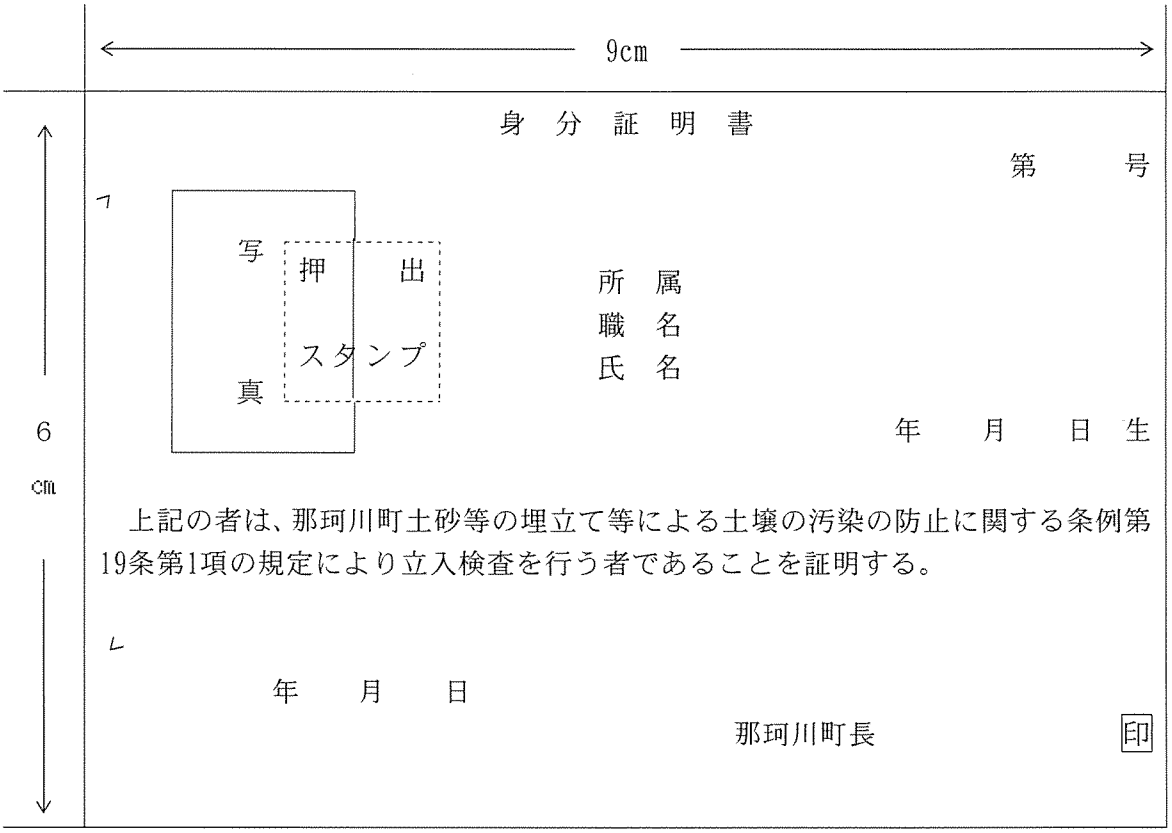
電話番号

小規模特定事業が完了したので、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業届出年月日	年　　月　　日
小規模特定事業の期間等	事業期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 完了期日　　年　　月　　日

様式第16号(第17条関係)

(表)



(裏)

那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の
防止に関する条例抜粋

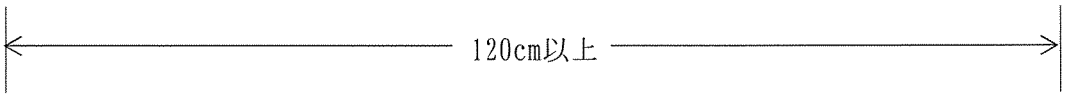
(立入検査等)

第19条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をすることを助けた者を含む。以下同じ。)に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

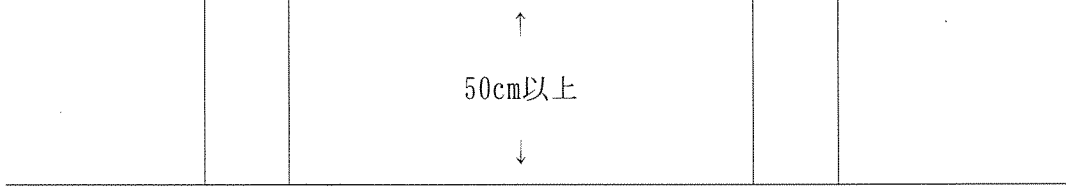
2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第15号（第13条関係）



90cm以上	土砂等の埋立て等に関する標識		
	小規模特定事業の届出日	年　月　日	
	小規模特定事業の目的		
	小規模特定事業場の所在地		
	小規模特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
		電話番号	
	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地	
		電話番号	
	小規模特定事業の期間	年　月　日～　年　月　日	
	小規模特定事業区域の面積	m^2	小規模特定事業場の見取図
	小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）		
	現場管理責任者の氏名		



問い合わせ先
那珂川町建設課
〒３２４－０６９２　栃木県那須郡那珂川町馬頭５５５番地
TEL：０２８７－９２－１１１８
FAX：０２８７－９２－０５２５
Eメール：kkanri@town.tochigi-nakagawa.lg.jp